平成２３年（フ）第１７０号
静岡県焼津市下小田635番地の25　村松アパート
債務者　河原﨑　均
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
岡山県津山市上河原408番地１
債務者　右近　健二
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４９号
岡山県美作市林野226番地
債務者　角南　孝多
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５２号
岡山県真庭市下市瀬1205番地５　グローバルハイツ落合１―201
債務者　島﨑　　敏
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４２２号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木108番地
破産者　有限会社タムラクリーン
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７２号
埼玉県上尾市泉台２丁目６番地９泉台ハイツ201
破産者　有限会社エム・ディ商事
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
茨城県稲敷市江戸崎乙802番地の３
破産者　有限会社雅建工
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９２５号
埼玉県飯能市大字中藤下郷703番地６
破産者　有限会社市川産業
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８６号
埼玉県所沢市美原町２丁目2931番地の16稲福マンション２―105号
破産者　有限会社アロム
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１号
埼玉県所沢市小手指町４丁目12番地24
破産者　株式会社トレジャーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４６４号
北海道千歳市泉沢1007番地73
破産者　株式会社札幌工業
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５１５号
青森市大字新城字平岡160番地360
破産者　株式会社西村運輸
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
栃木県大田原市若松町１番41号
破産者　手塚　　馨
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２号
栃木県大田原市若松町１番41号
破産者　手塚トキ子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第６号
栃木県那須塩原市錦町10番２号
破産者　溝井　正敏
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８６１号
東京都大田区大森北１丁目14番１号
破産者　株式会社アペックス
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０４号
川崎市川崎区東田町11番20号清和ビル４階
破産者　有限会社管理機構サービス
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０５号
川崎市川崎区砂子２丁目３番17号愛泉ビル３階
破産者　有限会社プロジェクト・ミックス
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
富山県射水市八幡町１丁目９番12号
破産者　有限会社塩谷講文堂
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２０５号
静岡県富士市新橋町２番２号
破産者　株式会社保坂組
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部